

函館市受動喫煙対策指導監督要領

令和2年4月

保健福祉部健康増進課

1 前書き

(1) 総則

ア 趣旨

この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく受動喫煙対策に関する指導監督を行うため、必要な事項を定めるものとする。

イ 指導監督業務

指導監督業務は、事実確認、立入検査（随時・特別）、勧告、公表、命令および過料とする。

(2) 改正健康増進法で管理権原者等に課せられる義務

ア 施設の管理権原者等には、それぞれの施設がどの類型に該当するかを確認し、その上で、例えば以下の義務に対応してもらう必要がある。

- ・ 喫煙ができる場所以外を禁煙とし、灰皿等を撤去する。
- ・ 喫煙専用室等を設ける場合は、技術的基準を満たす。
- ・ 喫煙専用室等の出入口や、喫煙専用室等を設置している施設の主な出入口に、標識を掲示する。

イ 施設内に喫煙可能な場所を作る場合は、従業員の受動喫煙対策も併せて講ずることが必要である。例えば、喫煙可能な場所に、20歳未満の従業員は立ち入らせないこと、勤務シフトや店内レイアウトの工夫を行っていただく等があげられる。

※「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に記載の例

- ① [ハード面] 喫煙室や排気装置の設置等の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② [ソフト面] 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知等の対策、相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集時等の際に受動喫煙対策の内容について明示する等、就労しようとする者等の保護のための措置

(3) 義務違反時の対応

ア 施設の利用者が禁煙場所で喫煙をした場合

- ・ まず、施設の管理権原者等が喫煙の中止や禁煙場所からの退出を求める。
- ・ 改善がみられない場合に、指導・命令により是正を求め、それにも応じない

場合には、最終的には 30 万円以下の過料を適用する。

- イ 施設の管理権原者等が禁煙場所に灰皿等を設置する等の違反をしている場合
- ・ まず、保健福祉部健康増進課による指導を行う。
 - ・ 改善がみられない場合に、勧告や命令により是正を求め、それにも応じない場合には、最終的には 50 万円以下の過料を適用する。

目次

1 前書き

- (1) 総則
- (2) 改正健康増進法で管理権限者等に課せられる義務
- (3) 義務違反時の対応

2 改正健康増進法の施行により対応を要する主な業務（まとめ）

3 業務の対応フロー図

- (1) 業務の対応フロー図（一覧）
- (2) 「喫煙禁止場所における喫煙」違反に関する対応フロー図 I
- (3) 「標識の目的外の掲示・除去，類似標識の掲示，標識の汚損等」違反に関する対応フロー図 II
- (4) 「禁煙器具，設備等の設置」違反に関する対応フロー図 III
- (5) 「標識の掲示・除去」違反に関する対応フロー図 IV
- (6) 「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」および「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」違反に関する対応フロー図 V
- (7) 「20歳未満立入禁止」および「広告・宣伝」違反に関する対応フロー図 VI
- (8) 「特定屋外喫煙場所」の嫌疑に関する対応フロー図 VII

2 改正健康増進法の施行により対応を要する主な業務（まとめ）

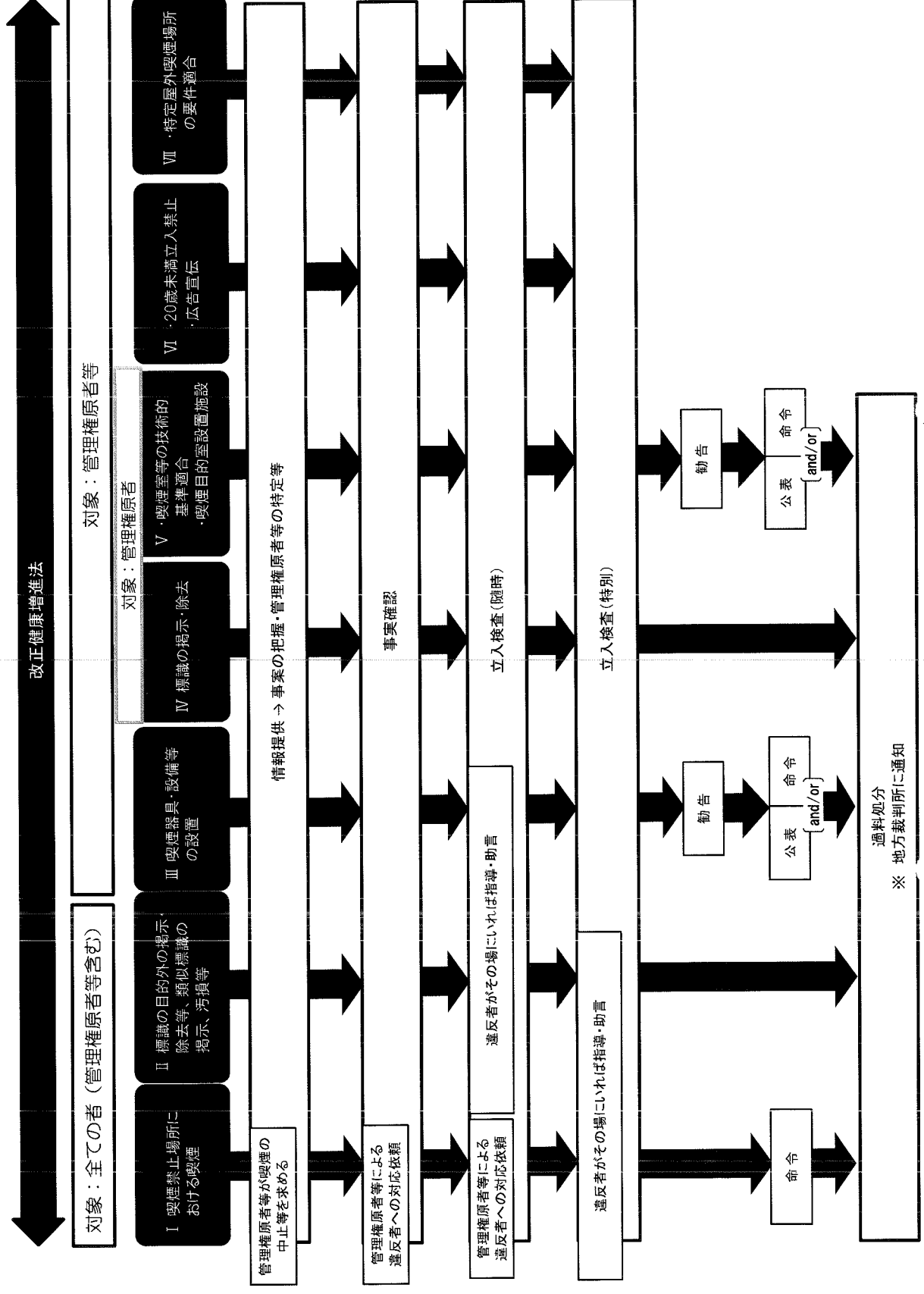
【凡例】
 法律：数字のみ（附則は「附」）
 条：1, 2, 3… 項：I, II, III… 号：①, ②, ③…

| 指導等の対象者 | 法令上の義務の内容および市長の権限 | 指導等の根拠条項 (【】内は義務の根拠条項) | 対象の施設・室（場所）等 | 備考 |
|---------|---|--|--------------------|---|
| 全ての者 | 喫煙禁止場所において喫煙してはならない ：（改善が見られない場合に通報）→ <u>指導・助言ができる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>命令できる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【29 I】 31 29 II 77② | 全ての施設 （喫煙禁止場所） | ○参考：「喫煙禁止場所における喫煙」違反に関する対応フロー図 I |
| | 標識の目的外の掲示・除去等、類似標識の掲示、除去、汚損、識別を困難にする行為をしてはならない ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【37 I・II, 附則4 I・II】 31 76 II, 附4 III | 全ての施設 | ○禁煙標識の掲示は自主的取組であり、法令上の行為ではない ○参考：「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」違反に関する対応フロー図 II |
| | 喫煙禁止場所に、喫煙用器具または設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → <u>勧告できる</u> → 勧告に従わない場合は、 <u>公表・命令できる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【30 I】 31 32 I～III 76④ | 全ての施設 （喫煙禁止場所） | ○参考：「喫煙器具、設備等の設置」違反に関する対応フロー図 III |
| | ・喫煙専用室を設けた場合には、喫煙専用室標識および喫煙専用室設置施設等標識を掲示しなければならない ・喫煙専用室を廃止する場合には、喫煙専用室標識および喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。 ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【33 II・III・VI・VII】 31 76②・77② | 第二種施設等 （喫煙専用室等） | ○喫煙専用室標識等の室標識の掲示義務・除去義務違反については、罰則なし ○喫煙専用室設置施設等標識の除去は、施設等の全ての喫煙専用室を廃止する場合に限る ○喫煙目的室・喫煙目的室設置施設【35 II・III・IX・X】、喫煙可能室・喫煙可能室設置施設【附2 I】、指定たばこ専用喫煙室・指定たばこ専用喫煙室設置施設等【附3 I】においてそれぞれ同じ ○参考：「標識の掲示・除去」違反に関する対応フロー図 IV |

| 指導等の対象者 | 法令上の義務の内容および市長の権限 | 指導等の根拠条項 (【】内は義務の根拠条項) | 対象の施設・室（場所）等 | 備考 |
|---------|--|--|---|--|
| 管理権原者 | 喫煙室の構造または設備が省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → <u>勧告できる</u> → 勧告に従わない場合は、 <u>公表・命令できる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【33 IV・35 V, 附2 I・附3 I】 31 34 I～III, 36 II～IV 76① | 全ての喫煙室 | ○参考：「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」および「喫煙目的室設置説の政令要件維持」違反に関する対応フロー図 V |
| | 喫煙目的室設置施設が政令で定める要件を満たすように維持しなければならない ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → <u>勧告できる</u> → 勧告に従わない場合は、 <u>公表・命令できる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【35 IV】 31 36 I・III・IV 76① | 喫煙目的室設置施設 | |
| | 喫煙目的室設置施設の帳簿の備え付け・記載・保存義務違反、虚偽記載 ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【35 VI】 31 78① | 喫煙目的室設置施設 （喫煙目的室） | |
| | 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類の備え付け・保存 ：必要な <u>指導・助言ができる</u> → 改善が見られない場合は、 <u>罰則の適用（地裁に通知）</u> | 【附2 III】 31 附2 VIII① | 喫煙可能室設置施設 | |
| 管理権原者等 | 立入検査の際、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関する報告をしなければならない → 検査の拒絶、虚偽報告等の場合は <u>罰則の適用</u> | 【38 I, 附2 V, 附3 III】 78②, 附2 VII, 附3 VI | 全ての施設 | |
| | その他、指導・助言できるもの | 31 | — | ○参考：「特定屋外喫煙場所」の嫌疑に関する対応フロー図 VII |
| | ・20歳未満の者の喫煙室への立入禁止違反 | 【33 V, 35 VII, 附2 I, 附3 I】 | 全ての施設 | ○参考：「20歳未満立入禁止」および「広告・宣伝」違反に関する対応フロー図 VI |
| | ・広告・宣伝違反 | 【35 VII, 附2 IV, 附3 II】 | 喫煙目的室設置施設 喫煙可能室設置施設 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 | |

3 業務の対応フロー図

(1) 業務の対応フロー図（一覽）



(2) 「喫煙禁止場所における喫煙」違反に関する対応フロー図 I

| |
|---|
| <p>【関係条文】 (特定施設等における喫煙の禁止等) 法第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。 一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所 イ 特定屋外喫煙場所 ロ 喫煙関連研究場所 二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所 イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所 ロ 喫煙関連研究場所 三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所 四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所 五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所 2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。 (特定施設等の管理権原者等の責務) 法第三十条 (略) 2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。 3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。 4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>【指導等対象者】 全ての者</p> |
|---|

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|--|
| <p>1 事実確認 (1)情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定</p> | | |
| <p>①事案の把握</p> | <p>施設利用者等からの情報提供等により、喫煙禁止場所での喫煙に関する事案を把握</p> | <p>○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る</p> <p>○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する</p> <p>※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること</p> |
| <p>②該当施設および管理権原者等の特定</p> | <p>該当する施設を特定し、連絡先を確認</p> <p>該当施設に問い合わせ、管理権原者等を特定</p> | <p>○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用)</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| (2) 事実確認 | | |
| <p>①施設への連絡</p> <p>②指導・助言</p> | <p>当該施設に連絡し、施設名称、管理権原者等を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施</p> <p>違反が確認されたら、管理権原者等から違反者に対し、是正に向けた働きかけをするよう、まずは、電話等で依頼</p> | <p>○電話等により施設名、所在地、管理権原者等の氏名を確認</p> <p>○法の趣旨、内容を説明</p> <p>【確認事項】 ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど)</p> <p>○管理権原者等には、違反者(喫煙禁止場所で喫煙をしましたまたは喫煙をしようとする者)に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求める努力義務が課されており、まずは管理権原者等による対応を行う必要があるため、その旨を説明</p> <p>○管理権原者等から違反者に対し、違反者対応用のチラシ等を活用するなどして、法令違反について説明</p> <p>○管理権原者等が繰り返し注意をしても同一違反者によって違反が繰り返されるなど悪質な場合は、状況を聞き取ること(その際に、違反者の特定が可能か否か等を確認)</p> <p>○管理権原者等が、違反者の個人は特定できないが、勤務先等を把握できた場合は、その旨を保健福祉部健康増進課(以下「健康増進課」という。)へ連絡するよう協力を依頼すること なお、健康増進課は勤務先等へ連絡があった内容について伝達し、注意喚起することについて依頼すること</p> <p>※違反者の喫煙後の行動等により、勤務先等を把握できた場合に任意で連絡を求めるもの 当該勤務先等に対し、例えば「御社の職員と思われる方が、喫煙禁止場所で喫煙しているので、全職員に対して注意喚起をお願いしたい」といった対応を依頼すること</p> <p>※管理権原者等からの情報提供であった場合についても、対応状況を確認した上で、改めて、法の趣旨、内容、管理権原者等の責務について説明し、引き続き違反者への対応を依頼すること</p> |
| (3) 記録 | | |
| <p>①記録する</p> | <p>事実確認の結果について随時確認書(指導監督要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管</p> | <p>【立入検査を開始する目安】 情報提供等が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査による現地での啓発および注意、指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う</p> | | |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|---|
| 2 立入検査 ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| <p>①現地確認のための訪問</p> | <p>管理権原者等に事前に電話連絡し、訪問日を決定 現地を訪問し、確認</p> <p>【違反者がその場にいる場合】 違反者に対して、法の趣旨や内容を説明し、喫煙禁止場所での喫煙の中止またはその場からの退出を求める</p> <p>【違反者がその場にはいない場合】 対応終了 なお、後日同じ違反者が現れた際は、2①からの対応を継続する</p> | <p>○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者等での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者等からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに喫煙を中止またはその場から退出した場合は、対応終了 なお、違反者に対して、 ・法の趣旨 ・喫煙禁止場所でのルール 等 を違反者対応用のチラシ等を提示した上で、悪質な場合には、行政指導、行政処分の対象となる旨説明し、今後違反行為をしないよう指導・助言を行う</p> <p>○(同一人物に対する立入検査が繰り返されるなど)繰り返しの注意にも関わらず違反状態が是正されない場合は今後の対応に向けて本人確認を行うこと</p> |
| <p>②検査後の対応</p> | <p>違反状況について確認</p> | <p>○立入検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、違反者に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行う ※指導後、指導監督要領第4号様式による報告は求めないものとする</p> <p>【命令に移行する目安】 立入検査が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、</p> | | |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|---|
| 3 命令 | | |
| <p>①違反者に対して、喫煙禁止場所における喫煙の中止またはその場所からの退去を命令</p> | <p>【違反者がある場にいる場合】 繰り返しの指導・助言に応じず違反を継続するなど、改善の見込みがない場合には、喫煙の中止またはその場所からの退去を命令</p> <p>【違反者がある場にはいない場合】 対応終了</p> <p>なお、後日同じ違反者が現れた際は、3からの対応を継続する</p> | <p>○違反者が勧告による措置に従わない場合、改善を命じる(指導監督要領第8号様式) ○命令に従わなければ過料を科すことに関して地裁に通知することについて、通告する</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに喫煙を中止またはその場から退出した場合は、対応終了</p> <p>○意見陳述や弁明の機会を付与すること</p> |
| 4 過料 | | |
| <p>①地方裁判所に通知</p> | <p>過料処分について、地方裁判所に通知</p> | <p>※喫煙禁止場所での喫煙に関する喫煙中止または退出命令に従わない場合は30万円以下の過料(法第77条)</p> <p>※過料を科すのは指導・助言、命令に繰り返し従わない場合等を想定</p> |
| <p>過料を科した後も同様の違反が繰り返され、重ねて情報提供等があった場合等については、 2①からの手順に従い対応</p> | | |

(3) 「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」違反に関する対応フロー図 II

| |
|---|
| <p>【関係条文】 (標識の使用制限) 法第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。 一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合 二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合 2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。 一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合 二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合 ※ 喫煙可能室標識、喫煙可能室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識についても同様(法附則第4条)</p> <p>【指導等対象者】 全ての者</p> |
|---|

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| <p>1 事実確認 (1)情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定</p> | | |
| <p>①事案の把握</p> | <p>施設利用者等からの情報提供等により、 ・法で定められた場合を除く標識の掲示・除去 ・類似標識の掲示 ・標識の汚損、その他識別を困難にする行為 に関する事案を把握</p> | <p>○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る</p> <p>○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する</p> <p>※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること</p> |
| <p>②該当施設および管理権原者等の特定</p> | <p>該当する施設を特定し、連絡先を確認</p> <p>該当施設に問い合わせて、管理権原者等を特定</p> | <p>○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用)</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|---|
| (2) 事実確認 | | |
| <p>①施設への連絡</p> <p>②指導・助言</p> | <p>該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者等を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施</p> <p>個人に対する違反が確認されたら、管理権原者等から違反者に対し、是正に向けた働きかけをするよう、まずは電話等で依頼</p> <p>なお、管理権原者等に対する違反が確認されたら、管理権原者等に対し、是正に向けた働きかけをするよう、まずは電話等で依頼</p> | <p>○電話等により施設名、所在地、管理権原者等の氏名を確認</p> <p>○法の趣旨、内容を説明</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど) <p>○全ての者に、喫煙専用室標識等を除去し、または汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にしないことについて義務が課されていることから、管理権原者等から、その旨を説明するよう、協力依頼</p> <p>○全ての者に、喫煙専用室標識等の除去や汚損等により、喫煙専用室標識等の識別を困難にしないことについて義務が課されているほか、管理権原者等に対して、標識の目的外の掲示、除去について義務が課されていることから、電話等により違反者にその旨を説明</p> |
| (3) 記録 | | |
| <p>①記録する</p> | <p>事実確認の結果について随時確認書(指導監督要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管</p> | <p>〔随時検査を開始する目安〕</p> <p>情報提供等が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査による現地での啓発および注意、指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う</p> | | |

2 立入検査(随時検査)

※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示

| | | |
|---------------------|---|---|
| ①現地確認のための訪問 | 管理権原者等に事前に連絡し、訪問日を決定 | ○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者等での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者等からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する |
| 【違反者が個人の場合】 | | |
| | 【違反者が不在の場合】 管理権原者等に状況を確認し、引き続き、管理権原者等の対応を依頼 | ○管理権原者等に対して、 ・標識の違反状況 ・管理権原者等から違反者への注意喚起の状況 ・是正されない場合の罰則適用までの流れ 等を改めて説明し、引き続きの対応を依頼 (併せて違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる) |
| | 【違反者が現場にいる場合】 標識への汚損等を行っている場合は、法の趣旨等を説明し、今後違反行為をしないよう指導・助言 | ○違反者に対して、 ・法の趣旨 ・標識に関するルール 等を説明した上で、悪質な場合には、行政処分の対象となる旨説明し、今後違反行為をしないよう指導・助言を行う |
| 【違反者が施設(管理権原者等)の場合】 | 違反状況について指導・助言 | ○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、 <u>対応終了</u> |
| | 現地を訪問し、確認 | ○紛らわしい標識の掲示など、施設(管理権原者等)の違反については、管理権原者等に対して、標識の違反状況、改善策(あるべき標識の状態)、是正されない場合の罰則適用までの流れなどを説明し、適切な対応を指導・助言する |
| | 違反状況について確認 | ○併せて、他の違反事項がないか、必要に応じて指導監督要領第2号様式により、確認する |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | ○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、 <u>対応終了</u> |
| | | ○立入検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、違反者に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行う 管理権原者等は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式) なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること また、個人に対しては指導監督要領第3号様式による指導後、指導監督要領第4号様式による報告は求めないものとする |
| | | ○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う |
| | | 【特別検査を開始する目安】 随時検査が3回にわたる場合 |

| 事項 | 留意事項 | |
|---|---|--|
| 3 立入検査(特別検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| ①指導・助言のための訪問 | 随時検査後においても、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等と日程や確認事項等を調整の上、訪問日を設定し、現地で指導・助言する | ○指導監督要領第2号様式により確認すること ○違反が確認されれば、改めて標識に関する規制について説明した上で、 ・違反の是正 ・管理権原者等としての適切な対応方法 ・受動喫煙防止のための対策 等 について、指導・助言するとともに、是正されない場合の行政指導や行政処分の流れ等について説明すること ○法の手続上は、指導・助言の後は罰則の適用(過料)となるため、悪質な違反者に対しては、その旨を説明すること |
| 【違反者が個人の場合】 | 【違反者が不在の場合】 管理権原者等に状況を確認し、引き続き、管理権原者等の対応を依頼 【違反者が現場にいる場合】 標識への汚損等を行っている場合は、法の趣旨等を説明し、今後違反行為をしないよう指導・助言 | ○管理権原者等に対して、 ・標識の違反状況 ・管理権原者等から違反者への注意喚起の状況 ・是正されない場合の罰則適用までの流れ 等を改めて説明し、引き続きの対応を依頼 (併せて違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言すること) ○違反者に対して、 ・法の趣旨 ・標識に関するルール 等を違反者対応用のチラシ等で提示した上で、悪質な場合には、行政処分(罰則適用)の対象となる旨説明し、今後違反行為をしないよう指導・助言を行う ○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、 対応終了 |
| 【違反者が施設(管理権原者等)の場合】 | 違反状況について指導・助言 | ○紛らわしい標識の掲示など、施設(管理権原者等)の違反については、管理権原者等に対して、標識の違反状況、改善策(あるべき標識の状態)、是正されない場合の罰則適用までの流れなどを説明し、適切な対応を指導・助言する (併せて違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる) |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | ○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、 対応終了 ○特別検査の結果、違反の事実を確認したときは、管理権原者等に対し、文書(指導監督要領第5号様式)を交付するとともに、速やかな対応を求めるものとする 管理権原者等は、改善指導を受け、期限までに改善計画書(指導監督要領第6号様式)を健康増進課に提出し、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を健康増進課に提出する なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること また、個人に対しては指導監督要領第5号様式による指導後、指導監督要領第4号様式及び指導監督要領第6号様式による報告は求めないものとする ○指導監督要領第4号様式受理後、必ず現地の確認を行う |

4 過料

②地方裁判所に通知

過料処分について地方裁判所に通知

※法で定められた場合を除く標識の掲示・除去, 類似した標識の掲示, 汚損, その他識別を困難にする行為に対する改善命令に従わなかった場合は50万円以下の過料(法第76条第2項)

※過料を科すのは指導・助言に繰り返し従わない場合等を想定

○過料処分に該当すると判断した場合は, 地方裁判所に通知

過料を科した後も同様の違反が繰り返され, 重ねて情報提供があった場合等については,
1(2)からの手順に従い対応

(4) 「喫煙器具、設備等の設置」違反に関する対応フロー図 Ⅲ

【関係条文】
 (特定施設等の管理権原者等の責務)
 第三十条 特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

【指導等対象者】
 管理権原者等

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|------------------------------------|---|--|
| 1 事実確認 | | |
| (1) 情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定 | | |
| ① 事案の把握 | 施設利用者等からの情報提供等により、喫煙禁止場所に喫煙器具や設備を喫煙できる状態で設置している事案を把握 | ○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る ○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する ※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること |
| ② 該当施設および管理権原者等の特定 | 該当する施設を特定し、連絡先を確認 該当施設に問い合わせて、管理権原者等を特定 | ○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用) |
| (2) 事実確認 | | |
| ① 施設への連絡 | 該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者等を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施 | ○電話等により施設名、所在地、管理権原者等の氏名を確認 ○法の趣旨、内容を説明 【確認事項】 ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど) |
| ② 指導・助言 | 違反が確認されたら、まずは電話等で是正を依頼 | ○喫煙禁止場所の喫煙器具および設備を撤去、もしくは使用できない状態にすることを電話等で依頼 |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|---|---|
| (3) 記録 | | |
| ①記録する | 事実確認の結果について随時確認書(指導要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管する | 【随時検査を開始する目安】 情報提供等が3回にわたる場合 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 立入検査による現地での啓発および注意、指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う </div> | | |
| 2 立入検査(随時検査) <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示</div> | | |
| ①現地確認のための訪問 | 管理権原者等に事前に連絡し、訪問日を決定 現地を訪問し、現地確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者等での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者等からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する ○併せて、他の違反事項がないか、必要に応じて指導監督要領第2号様式により、確認する (違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法を助言することが考えられる) ○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了 |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○立入検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、違反者に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行う 管理権原者は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式) なお、改善期限は、管理権原者と調整の上、定めること ○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う 【特別検査を開始する目安】 随時検査が3回にわたる場合 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の過料となる </div> | | |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| 3 立入検査(特別検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| <p>①指導・助言のための訪問</p> <p>②検査後の対応</p> | <p>随時検査後においても、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等と日程や確認事項等を調整の上、訪問日を設定し、現地で指導・助言する</p> <p>違反状況について確認</p> | <p>○指導監督要領第2号様式により確認すること</p> <p>○違反が確認されれば、改めて喫煙器具、設備等の設置に関する規制について説明した上で、 ・違反の是正 ・管理権原者等としての適切な対応方法 ・受動喫煙防止のための対策 等 について、指導・助言するとともに、是正されない場合の行政指導や行政処分の流れ等について説明すること (違反者対用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> <p>○特別検査の結果、違反の事実を確認したときは、管理権原者等に対し、文書(指導監督要領第5号様式)を交付するとともに、速やかな対応を求めるものとする 管理権原者等は、改善指導を受け、期限までに改善計画書(指導監督要領第6号様式)を健康増進課に提出し、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を健康増進課に提出する なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必ず現地の確認を行う</p> <p>【勧告とする目安】 特別検査(1回)後も改善の見込みがない場合</p> |
| 4 勧告 | | |
| <p>①違反者への勧告を実施</p> <p>②改善状況の確認</p> | <p>指導監督要領第7号様式により勧告を実施</p> <p>立入検査により改善状況確認</p> | <p>○改善した場合は、改善終了後1週間以内に、健康増進課に報告すること なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○管理権原者等から報告があった場合は(期限までに報告がなかった場合も)、現地確認の上、改善が認められれば対応を終了し、改善されていなければ引き続き指導を行う</p> <p>○意見陳述や弁明の機会を付与すること</p> <p>【公表・命令とする目安】 勧告が3回にわたる場合</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|---|--|
| 5 公表 | | |
| <p>①違反の公表を検討</p> <p>②違反に関する公表を実施</p> | <p>期限までに勧告にも従わないなど、改善の見込みがない場合には、公表を行うことを検討</p> <p>検討の結果、公表を実施すると決定した場合は、公表</p> | |
| 6 命令 | | |
| <p>①違反に対する改善命令を実施</p> <p>②改善状況の確認</p> | <p>3回程度の勧告に応じず違反を継続し、期限までに勧告にも従わないなど、改善の見込みがない場合には、命令を実施</p> <p>立入検査により改善状況確認</p> | <p>○管理権原者等が勧告による措置に従わない場合、期限を定めて改善を命じる(指導監督要領第8号様式)とともに改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を提出させるものとする</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了 なお、必ず現地の確認を行う</p> <p>○管理権原者等から報告があった場合は(期限までに報告がなかった場合も)、現地確認の上、改善が認められれば対応を終了し、改善されていなければ引き続き指導→従わなければ過料を科すことに関して地裁に通知することについて、通告する</p> <p>○意見陳述や弁明の機会を付与すること</p> |
| 7 過料 | | |
| <p>①地方裁判所に通知</p> | <p>過料を科すことについて、地方裁判所に通知</p> | <p>※喫煙禁止場所における喫煙器具や設備の設置に対する改善命令に従わなかった場合の過料は50万円以下(法第76条第1項)</p> <p>※過料を科すのは指導・助言に繰り返し従わない場合等を想定</p> |
| <p>過料を科した後も同様の違反が繰り返され、重ねて情報提供等があった場合等については、 2 ①からの手順に従い対応</p> | | |

(5) 「標識の掲示・除去」違反に関する対応フロー図 IV

【関係条文】
 (喫煙専用室)
 法第三十三条 (略)

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙専用室(前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項

4・5 (略)

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

(喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示)
 省令第十七条 法第三十三条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

※ 喫煙目的室標識・喫煙目的室設置施設標識(法第35条・省令第19条)、
 喫煙可能室標識・喫煙可能室設置施設標識(法附則第2条・省令附則第2条第3項)、
 指定たばこ専用喫煙室・指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(法附則第2条・省令附則第3条第3項)についても同様

【指導等対象者】
 管理権原者

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|-----------------------------------|--|--|
| 1 事実確認 | | |
| (1)情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定 | | |
| ①事案の把握 | 施設利用者等からの情報提供等により、標識の不掲示・不除去に関する事案を把握 | ○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から、聞き取る ○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する ※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること |
| ②該当施設および管理権原者の特定 | 該当する施設を特定し、連絡先を確認 該当施設に問い合わせ、管理権原者を特定 | ○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用) |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| (2) 事実確認 | | |
| <p>①施設への連絡</p> <p>②指導・助言</p> | <p>該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施</p> <p>違反が確認されたら、まずは電話等で是正を依頼</p> | <p>○電話等により、施設名、所在地、管理権原者の氏名を確認</p> <p>○法の趣旨、内容を説明</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど) <p>○標識の掲示・除去を適切に行うことを電話で依頼</p> |
| (3) 記録 | | |
| <p>①記録する</p> | <p>事実確認の結果について随時確認書(指導監督要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管</p> | <p>【随時検査を開始する目安】</p> <p>情報提供等が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査による現地での啓発および注意、指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う</p> | | |
| <p>2 立入検査(随時検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示</p> | | |
| <p>①現地確認のための訪問</p> | <p>管理権原者に事前に連絡し、訪問日を決定</p> <p>現地を訪問し、確認</p> | <p>○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>○併せて、他の違反事項がないか、必要に応じて指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> <p>○標識の例を持参し、必要に応じて手交</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> <p>○改善報告がない場合または改善が十分でない場合は、継続して定期的に連絡し、状況を確認すること</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|---|--|
| 2 立入検査(随時検査)(続き) | | |
| ①検査後の対応 | 違反状況について確認 | <p>○随時検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行うとともに、期限を定めて速やかな対応を求めるものとする</p> <p>管理権原者は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式)</p> <p>なお、改善期限は、管理権原者と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う</p> <p>〔特別検査を開始する目安〕 随時検査が3回にわたる場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の過料となる</p> </div> |
| 3 立入検査(特別検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| ①指導・助言のための訪問 | 随時検査後においても、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者と日程や確認事項等を調整の上、訪問日を決定し、現地で指導・助言 | <p>○指導監督要領第2号様式により確認すること</p> <p>○違反が確認されれば、改めて標識に関する規制について説明した上で、 ・違反の是正 ・管理権原者としての適切な対応方法 ・受動喫煙防止のための対策 等 について、指導・助言するとともに、是正されない場合の行政処分の流れ等について説明すること</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> <p>○特別検査の結果、違反の事実を確認したときは、管理権原者に対し、文書(指導監督要領第5号様式)を交付するとともに、速やかな対応を求めるものとする</p> <p>管理権原者は、改善指導を受け、期限までに改善計画書(指導監督要領第6号様式)を健康増進課に提出し、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を健康増進課に提出する</p> <p>なお、改善期限は、管理権原者と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必ず現地の確認を行う</p> <p>〔地裁通知の目安〕 特別検査(1回)後も改善の見込みがない場合</p> |
| 4 過料 | | |
| ①地方裁判所に通知 | 過料処分について地方裁判所に通知 | <p>※法で定められた場合の施設標識の掲示に対する改善命令に従わなかった場合は50万円以下の過料(法第76条第2項)</p> <p>※法で定められた場合の施設標識の除去に対する改善命令に従わなかった場合は30万円以下の過料(法第77条第2項)</p> <p>※過料の対象となる行為は、法で定められた場合の施設標識の不掲示・不除去であり、喫煙室標識の不掲示・不除去は過料の対象とはならない</p> <p>※過料を科すのは指導・助言に繰り返し従わない場合等を想定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>過料を科した後も同様の違反が繰り返され、重ねて情報提供等があった場合等については、2①からの手順に従い対応</p> </div> |

(6) 「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」および
「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」違反に関する対応フロー図 V

【関係条文】

① 「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」関係
(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2・3 (略)

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。)の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5～7 (略)

(喫煙専用室の技術的基準)

省令第十六条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 たばこの煙(蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されて

いること。

三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 第二種施設等(法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。)の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階

※ 喫煙目的室設置施設(法第35条第5項・省令第18条)、喫煙可能室設置施設(法附則第2条第1項・省令附則第2条第1項及び第2項)、指定たばこ専用喫煙室設置施設等(法第3条第1項・省令附則第3条第1項及び第2項)においても同様

② 「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」関係
(定義)

法第二十八条

一～六 (略)

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八～十四 (略)

(喫煙目的室)

法第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。)の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5～10 (略)

(喫煙目的施設の要件)

政令第四条 第二十八条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。 <公衆喫煙所>

二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業(通常主食と認められる食事を主として提供するものを

除く。)を行うものであること。 <喫煙を主目的とするバー・スナック等>

三 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売(たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。)をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とす

【指導等対象者】

①管理権原者

②管理権原者(喫煙目的室設置施設に限る)

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| 1 事実確認 (1) 情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定 | | |
| ① 事案の把握 | 施設利用者等からの情報提供等により、 ・喫煙室等の構造・設備が技術的基準に適合していない事案 ・喫煙目的室設置施設が政令要件を維持していない事案を把握 | ○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る ○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する ※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること |
| ② 該当施設および管理権原者の特定 | 該当する施設を特定し、連絡先を確認 該当施設に問い合わせ、管理権原者等を特定 | ○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用) |
| (2) 事実確認 | | |
| ① 施設への連絡 | 該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施 | ○電話等により施設名、所在地、管理権原者の氏名を確認 ○法の趣旨、内容を説明 【確認事項】 ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど) |
| ② 指導・助言 | 違反が確認されたら、まずは電話等で是正を依頼 | ○喫煙室等の技術的基準適合や喫煙目的室設置施設の政令要件維持を遵守するよう電話等で依頼 【喫煙室等の構造・基準の技術的基準適合関係】 ○喫煙室が技術的基準に適合している必要があることを説明し、これを満たすよう依頼 → 入口の風速や喫煙室の出入口の状況等を確認 |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|---|--|
| (3) 記録 | | |
| ①記録する | 事実確認の結果について随時確認書(指導要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管する | 【随時検査を開始する目安】 情報提供等が3回にわたる場合 |
| 立入検査による現地確認、現地での啓発および指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う | | |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|---------------------|--|
| 2 立入検査(随時検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| ①現地確認のための訪問 | 管理権原者に事前に連絡し、訪問日を決定 | <p>○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者に改善の意思が見られない場合、管理権原者からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>○併せて、他の違反事項がないか、必要に応じて指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> <p>※状況によっては、工事が必要など一定程度の期間が必要であるため、計画的に進められるよう助言する :改善内容や改善時期等を相互に確認し、工事等が終了したら連絡をするよう依頼→現地確認</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | <p>○随時検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行うとともに、期限を定めて速やかな対応を求めるものとする 管理権原者等は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式) なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○技術的基準の確認が必要な場合は、入口の風速の計測や区画や排煙の状況を確認</p> <p>○経過措置の適用となる状況か否かを確認し、適用となる場合は脱煙機能付喫煙ブースの設置状況、排煙の状況等を確認</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う</p> <p>【特別検査を開始する目安】 随時検査が3回にわたる場合</p> |
| 立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の過料となる | | |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|---|
| 3 立入検査(特別検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| <p>①指導・助言のための訪問</p> <p>②検査後の対応</p> | <p>随時検査後においても、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者と日程や確認事項等を調整の上、訪問日を決定し、現地で指導・助言</p> <p>違反状況について確認</p> | <p>○指導監督要領第2号様式により確認すること</p> <p>○違反が確認されれば、改めて、 ・喫煙室においては技術的基準を順守すべきこと ・喫煙目的室設置施設は政令要件を維持しなければならないことを説明し、 ・違反の是正 ・管理権原者としての適切な対応方法 ・受動喫煙防止のための対策 等について、指導・助言するとともに、是正されない場合の行政指導や行政処分の流れ等について説明 (違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> <p>○特別検査の結果、違反の事実を確認したときは、管理権原者に対し、文書(指導監督要領第5号様式)を交付するとともに、速やかな対応を求めるものとする 管理権原者は、改善指導を受け、期限までに改善計画書(指導監督要領第6号様式)を健康増進課に提出し、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を健康増進課に提出する なお、改善期限は、管理権原者と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必ず現地の確認を行う 【勧告とする目安】 特別検査(1回)後も改善の見込みがない場合</p> |
| 4 勧告 | | |
| <p>①違反者への勧告を実施</p> <p>②改善状況の確認</p> | <p>指導監督要領第7号様式により勧告を実施</p> <p>立入検査により改善状況確認</p> | <p>○改善した場合は、改善終了後1週間以内に、健康増進課に報告すること なお、改善期限は、管理権原者と調整の上、定めること</p> <p>○管理権原者から報告があった場合は(期限までに報告がなかった場合も)、現地確認の上、改善が認められれば対応を終了し、改善されていない場合は引き続き指導を行う</p> <p>○意見陳述や弁明の機会を付与すること</p> <p>【命令・公表とする目安】 勧告が3回にわたる場合</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|---|
| 5 公表 | | |
| <p>①違反の公表を検討</p> <p>②違反に関する公表を実施</p> | <p>期限までに勧告にも従わないなど、改善の見込みがない場合には、公表を行うことを検討</p> <p>検討の結果、公表を実施すると決定した場合は、公表</p> | |
| 6 命令 | | |
| <p>①違反に対する改善命令を実施</p> <p>②改善状況の確認</p> | <p>3回程度の勧告に応じず違反を継続し、期限までに勧告にも従わないなど、改善の見込みがない場合には、命令を実施</p> <p>立入検査により改善状況確認</p> | <p>○管理権原者が勧告による措置に従わない場合、期限を定めて改善を命じる(指導監督要領第8号様式)とともに改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を提出させるものとする</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了 なお、必ず現地の確認を行う</p> <p>○管理権原者から報告があった場合は(期限までに報告がなかった場合も)、現地確認の上、改善が認められれば対応を終了し、改善されていない場合は引き続き指導→従わなければ過料を科すことに関して地裁に通知することについて、通告する</p> <p>○意見陳述や弁明の機会を付与すること</p> |
| 7 過料 | | |
| <p>①地方裁判所に通知</p> | <p>過料を科すことについて、地方裁判所に通知</p> | <p>※喫煙室の構造・設備が技術的基準に適合していないことに対する改善命令に従わなかった場合は50万円以下の過料(法第76条第1項)</p> <p>※喫煙目的室設置施設が政令要件を満たしていない場合の標識の除去または適合するまでの間の供用停止に対する改善命令に従わなかった場合は50万円以下の過料(法第76条第1項)</p> <p>※過料を科すのは指導・助言に繰り返し従わない場合等を想定</p> |
| <p>過料を科した後も同様の違反が繰り返され、重ねて情報提供等があった場合等については、 2①からの手順に従い対応</p> | | |

(7) 「20歳未満立入禁止」および「広告・宣伝」違反に関する対応フロー図 VI

| |
|---|
| <p>【関係条文】 (喫煙専用室) 法第三十三条 (略) 2~4 (略) 5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。 6・7 (略) ※ 喫煙目的室設置施設(法第35条第7項)、喫煙可能室設置施設(法附則第2条第1項)、指定たばこ専用喫煙室設置施設等(法第3条第1項)においても同様</p> <p>(喫煙目的室) 法第三十五条 (略) 2~7 (略) 8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。</p> <p>9・10 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方法) 省令第二十一条 喫煙目的室設置施設の管理権原者等(法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。)は、その営業について広告</p> </div> <p>※ 喫煙可能室設置施設(法附則第2条第4項・省令附則第2条第5項)、指定たばこ専用喫煙室設置施設等(法第3条第2項・省令附則第3条第4項)においても同様</p> <p>【指導等対象者】 管理権原者等</p> |
|---|

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|--|
| <p>1 事実確認 (1)情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定</p> | | |
| <p>①事案の把握</p> | <p>施設利用者等からの情報提供等により、 ・20歳未満立入禁止 ・広告・宣伝違反に関する事案を把握</p> | <p>○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る</p> <p>○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する</p> <p>※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること</p> |
| <p>②該当施設および管理権原者等の特定</p> | <p>該当する施設を特定し、連絡先を確認</p> <p>該当施設に問い合わせ、管理権原者等を特定</p> | <p>○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(飲食店など、業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用)</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|---|
| (2) 事実確認 | | |
| <p>①施設への連絡</p> <p>②指導・助言</p> | <p>該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者等を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施</p> <p>違反が確認されたら、まずは電話等で是正を依頼</p> | <p>○電話等により施設名、所在地、管理権原者等の氏名を確認</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の類型：第一種施設、第二種施設(既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設 ・喫煙場所設置の種類(喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室) ・喫煙場所および施設の標識の掲示の状況(正しい標識を掲示しているかなど) <p>○20歳未満の者の立入禁止や広告・宣伝の義務について遵守するよう電話等で依頼</p> |
| (3) 記録 | | |
| <p>①記録する</p> | <p>事実確認の結果について随時確認書(指導監督要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管</p> | <p>【随時検査を開始する目安】</p> <p>情報提供等が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査による、現地での啓発および指導・助言が必要と判断された場合は、次の対応を行う</p> | | |
| <p>2 立入検査(随時検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示</p> | | |
| <p>①現地確認のための訪問</p> | <p>管理権原者等に事前に連絡し、訪問日を決定</p> <p>現地を訪問し、現地確認</p> | <p>○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者等での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者等からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>○併せて、他の違反事項がないか、必要に応じて指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法を助言することが考えられる)</p> <p>【確認内容および方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせていないこと(喫煙室入口に注意書きを貼付する等対応の工夫) ・従業員に20歳未満の者がいる場合は、該当者が業務で喫煙室に立ち入らないようにした業務の見直し等の対応の工夫 ・広告・宣伝については、違反していた媒体の改善状況等の確認 <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|--|--|---|
| 2 立入検査(随時検査)(続き) | | |
| ①検査後の対応 | 違反状況について確認 | <p>○随時検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行うとともに、期限を定めて速やかな対応を求めるものとする</p> <p>管理権原者等は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式)</p> <p>なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う</p> <p>【特別検査を開始する目安】 随時検査が3回にわたる場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の過料となる</p> </div> |
| 3 立入検査(特別検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示 | | |
| ①指導・助言のための訪問 | 随時検査後においても、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等と日程や確認事項等を調整の上、訪問日を設定し、現地で指導・助言する | <p>○指導監督要領第2号様式により確認すること</p> <p>○違反が確認されれば、改めて、20歳未満の者の立入禁止や広告・宣伝に関する規制について説明した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反の是正 ・管理権原者等としての適切な対応方法 ・受動喫煙防止のための対策 ・20歳未満の者の受動喫煙による健康影響等 等 <p>について、指導・助言することが考えられる</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法等を助言することが考えられる)</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> |
| ②検査後の対応 | 違反状況について確認 | <p>○特別検査の結果、違反の事実を確認したときは、管理権原者等に対し、文書(指導監督要領第5号様式)を交付するとともに、速やかな対応を求めるものとする</p> <p>管理権原者等は、改善指導を受け、期限までに改善計画書(指導監督要領第6号様式)を健康増進課に提出し、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、改善結果報告書(指導監督要領第4号様式)を健康増進課に提出する</p> <p>なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必ず現地の確認を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>○本項目は、立入検査による指導・助言で対応終了</p> <p>○指導・助言後も同様の違反が繰り返され、重ねて情報提供があった場合等については、2①からの手順に従い対応</p> </div> |

(8) 「特定屋外喫煙場所」の嫌疑に関する対応フロー図 VII

| |
|---|
| <p>【関係条文】 (定義) 法第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十二 (略) 十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。 十四 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置) 省令第十五条 法第二十五条の四第五号第二十八条第十三号の規定による掲示は、標識(法第二十五条の四第五号第二十八条第十三号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。)に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。 2 法第二十五条の四第五号第二十八条第十三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> </div> <p>【指導等対象者】 管理権原者等</p> |
|---|

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|--|--|
| <p>1 事実確認 (1)情報提供等 → 事案の把握・管理権原者等の特定</p> | | |
| <p>①事案の把握</p> | <p>施設利用者等からの情報提供等により、特定屋外喫煙場所の嫌疑に関する事案を把握</p> | <p>○違反の内容や、該当の施設の名称、建物の名称、所在地等を情報提供者から聞き取る</p> <p>○必要に応じて、情報提供者の氏名・連絡先等を確認する</p> <p>※ 情報提供者に対し、対応結果の報告の要否を確認し、指導監督要領第1号様式に記入すること</p> |
| <p>②該当施設および管理権原者等の特定</p> | <p>該当する施設を特定し、連絡先を確認</p> <p>該当施設に問い合わせ、管理権原者等を特定</p> | <p>○情報提供者から、施設名・所在地等の聞き取りにより施設を特定することが考えられる(業種により、保健所が保有する既存の台帳等により確認可能なものは、必要に応じてこれを活用)</p> |

| 事項 | 手順 | 留意事項 |
|---|---|--|
| (2) 事実確認 | | |
| <p>①施設への連絡</p> <p>②指導・助言</p> | <p>該当施設に連絡し、施設名称、管理権原者等を確認した上で、法の趣旨および情報提供の内容を伝え、事実確認を実施する</p> <p>【特定屋外喫煙場所の要件】 ①喫煙することができる場所が区画されていること ・「区画」: 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。なお、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」に設置されるものであるため、明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構わない。 ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること ・標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、敷地の出入口の掲示等は不要。 ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること ・「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」: 例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいい、具体的な距離要件はない。</p> <p>※特定屋外喫煙場所自体の屋根、側壁等の有無は問わないため、閉鎖型の特定屋外喫煙場所を設けることも可能。</p> <p>違反が確認されたら、まずは電話等で是正を依頼</p> | <p>○電話等により、施設名、所在地、管理権原者等の氏名を確認</p> <p>○法の趣旨、内容を説明</p> <p>○管理権原者等には、特定屋外喫煙場所の要件を伝え、当該要件に適合するよう電話で依頼</p> |
| (3) 記録 | | |
| <p>①記録する</p> | <p>事実確認の結果について随時確認書(指導監督要領第1号様式)により記録するほか、決裁文書を5年間保管</p> | <p>【随時検査を開始する目安】 情報提供等が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査による現地での啓発および注意(指導・助言)が必要と判断された場合は、次の対応を行う</p> | | |
| <p>2 立入検査(随時検査) ※検査証を携帯し、施設に立ち入る際に提示</p> | | |
| <p>①現地確認のための訪問</p> <p>②検査後の対応</p> | <p>管理権原者等に事前に電話連絡し、訪問日を決定</p> <p>違反状況について確認</p> | <p>○事実確認後において、情報提供の内容や違反の有無を指導監督要領第1号様式により、確認した上で、管理権原者等での対応では是正が困難と思われる場合、管理権原者等に改善の意思が見られない場合、管理権原者等からの強い要請がある場合など、現地確認が必要な場合は、現地を訪問し、指導監督要領第2号様式により、確認する</p> <p>(違反者対応用のチラシ等を活用した違反者への対応方法を助言することが考えられる)</p> <p>※特定屋外喫煙場所は第一種施設の屋外の敷地に設置できるものであるため、当該施設が第一種施設に該当するものであるか確認</p> <p>○違反者が求めに応じ、ただちに違反を是正した場合は、対応終了</p> <p>○随時検査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、管理権原者等に対し、口頭および文書(指導監督要領第3号様式)により改善指導を行うとともに、期限を定めて速やかな対応を求めるものとする 管理権原者等は、改善指導を受け、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、期限までにその旨を健康増進課に報告する(指導監督要領第4号様式) なお、改善期限は、管理権原者等と調整の上、定めること</p> <p>○指導監督要領第4号様式受理後、必要に応じて現地の確認を行う</p> <p>【特別検査を開始する目安】 随時検査が3回にわたる場合</p> |
| <p>立入検査の際に、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の過料となる</p> | | |

随時検査 ・ 特別検査

検査時確認票

検査日 R 年 月 日

記載者

| 基礎項目 | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----|--|--|---------|---|------------|-----------|------------------|------|-----------|---|
| 施設名 | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | TEL | | | | | | | | | | | |
| 個人または管理権原者等 | 氏名（法人にあっては、その名称と代表者の氏名） | | | | | | | | | | | |
| | 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） | TEL | | | | | | | | | | |
| 施設対応者 | | | | | | | | | | | | |
| 検査実施の理由 | | | | | | | | | | | | |
| 共通事項 | | | | | 確認内容 | | | | | | | |
| 1) 当該施設の類型（第一種施設、第二種施設（既存特定飲食提供施設含む）、喫煙目的室設置施設） | | | | | | | | | | | | |
| 2) 喫煙場所設置の種類（喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、特定屋外喫煙場所） | | | | | | | | | | | | |
| 3) 施設の標識の掲示状況 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 二種施設 | | | 喫煙目的室設置施設 | | | | |
| 確認事項 *を付した項目は、管理権原者に加え、管理者にも義務が発生する | | | | | 屋内禁煙の施設 | | 喫煙専用室設置施設等 | | 加熱式たばこ専用喫煙室設置施設等 | | 喫煙可能室設置施設 | |
| | | | | | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 |
| I 「喫煙禁止場所における喫煙」違反 | | | | | | | | | | | | |
| ①全ての者の義務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所で喫煙していないか | | | | | | | | | | | | |
| ②施設の管理権原者等の責務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所で喫煙している者に対し、喫煙中止または退出を求めているか（努力義務）* | | | | | | | | | | | | |
| II 「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」違反 | | | | | | | | | | | | |
| ①全ての者の義務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙専用室標識等の目的外掲示、除去、または汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にしていないか | | | | | | | | | | | | |
| III 「喫煙器具、設備等の設置」違反 | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者等の義務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置していないか* ※1-1、1-2の両方を満たしていれば適とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 1-1) 灰皿を利用できる状態で設置したり、スモークテーブルを稼働させて設置している状態にないか | | | | | | | | | | | | |
| 1-2) 喫煙器具・設備を稼働させていなくてもその場で喫煙できると誤認させるように設置している状態にないか | | | | | | | | | | | | |
| IV 「標識の掲示・除去」違反 | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者の義務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙室の出入口の見やすい箇所に標識（室標識）を掲示しているか | | | | | | | | | | | | |
| 2) 施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識（施設標識）を掲示しているか 【参考（標識の掲示）】 ○必要事項が記載されていれば、施設の管理権原者等が独自に作成したものを掲示しても構わない ○標識の掲示場所として、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も掲示場所となる。そのため、例えば、店の玄関や受付、靴箱付近等も掲示場所として考えられるが、この場合でも必ず、掲示された標識が施設に入る際に目に付くようにする必要がある | | | | | | | | | | | | |
| 3) 全ての喫煙室の使用を停止したときは施設標識を除去しているか | | | | | | | | | | | | |
| V 「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」および「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」違反 | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者の義務 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 室外への煙の流出を防止するための基準に適合しているか ※1-1、1-2のいずれかを満たしていれば適とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 1-1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準 | | | | | | | | | | | | |
| ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であるか | | | | | | | | | | | | |
| イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されているか | | | | | | | | | | | | |
| ウ) たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されているか ・「屋外」：特定施設の屋外 ・「外部」：旅客運送事業鉄道等車両等の外部 | | | | | | | | | | | | |

指導監督要領第3号様式（施設用）

改善指導書（随時検査）

| | |
|---|-------------|
| 立入検査年月日 | 年 月 日 |
| 対象施設 | 名称 |
| | 所在地 (TEL:) |
| <p>改善指導事項</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> | |
| <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">上記の改善指導事項について 年 月 日までに改善し、報告してください。 なお、報告がない場合は、改善計画書の提出を求めることがあります。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">函館市長 印</p> | |

改善結果報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所

氏 名

年 月 日付で改善指導を受けました事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

改 善 結 果

(内 容)

※改善結果が確認できる書類等を添付すること。

改善指導書（特別検査）

第 号
年 月 日

様

函館市長 

健康増進法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり改善するよう指導します。

記

1 対象施設等

（施設の場合）

施設名：

所在地：

（個人の場合）

氏名：

住所：

2 改善事項

3 改善計画書の提出期限

年 月 日まで

なお、上記改善事項が改善されない場合は、健康増進法の規定により行政処分を行うことがあるので申し添えます。

改善計画書

年 月 日

函館市長 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで指導があったことについて、次のとおり改善計画を作成しましたので提出します。

改 善 計 画

(内 容)

計画の達成時期：

指導監督要領第7号様式

第 号

住 所
氏 名

健康増進法第 条第 項の規定に違反する不備事項がありますので、同法第25条の8第1項の規定により改善するよう勧告します。

年 月 日

函館市長 

1 対象の施設

施設名：

所在地：

2 改善事項

3 改善期限

年 月 日まで

教 示

この勧告が法第25条の8第1項に掲げるいずれの要件にも適合しないと思料する場合には、函館市長に対し、その旨を申し出て、当該勧告の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。

指導監督要領第8号様式

第 号

住 所
氏 名

健康増進法第 条第 項の規定に違反する事項がありますので、同法第25条の8第3項の規定により直ちに改善するよう命じます。

年 月 日

函館市長 

1 対象施設等

(施設の場合)

施設名：

所在地：

(個人の場合)

氏 名：

住 所：

2 命令内容

3 改善期限

年 月 日まで

教 示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函館市長に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

随時検査 ・ 特別検査

検査時確認票 (記載例)

検査日 R ○ 年 ○ 月 ○ 日
記載者 保健福祉部健康増進課 ○○ ○○

| 基礎項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|-----------------|--|--|--|-------------------------------|---|------------|---|------------------|------|-----------|---|-----------|---|---|------|---|---|------|
| 施設名 | ○○飲食店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | ○○市○○○○ TEL | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人または管理権原者等 | 氏名 (法人にあっては、その名称と代表者の氏名) | ○○飲食店 代表者 ○○ ○○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) | ○○市○○○○ TEL | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設対応者 | ○○飲食店 店長 ○○ ○○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検査実施の理由 | IV「標識の掲示・除去」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通事項 | | | | | | 確認内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 当該施設の類型 (第一種施設、第二種施設 (既存特定飲食提供施設含む)、喫煙目的室設置施設) | | | | | | 第二種施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 喫煙場所設置の種類 (喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、特定屋外喫煙場所) | | | | | | 喫煙専用室 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 施設の標識の掲示状況 | | | | | | 喫煙専用室設置施設等標識および喫煙専用室標識を掲示している | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認事項 *を付した項目は、管理権原者に加え、管理者にも義務が発生する | | | | | | 一種施設・二種施設 | | 二種施設 | | | | 喫煙目的室設置施設 | | | | | | | | |
| | | | | | | 屋内禁煙の施設 | | 喫煙専用室設置施設等 | | 加熱式たばこ専用喫煙室設置施設等 | | 喫煙可能室設置施設 | | 喫煙目的室設置施設 | | | | | | |
| | | | | | | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 | 確認なし | 適 | 否 | 確認なし |
| I「喫煙禁止場所における喫煙」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①全ての者の義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所で喫煙していないか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②施設の管理権原者等の責務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所で喫煙している者に対し、喫煙中止または退出を求めているか (努力義務) * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①全ての者の義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙専用室標識等の目的外掲示、除去、または汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にしていないか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III「喫煙器具、設備等の設置」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者等の義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置していないか * ※1-1、1-2の両方を満たしていれば適とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1) 灰皿を利用できる状態で設置したり、スモークテーブルを稼働させて設置している状態にいないか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-2) 喫煙器具・設備を稼働させていなくてもその場で喫煙できると誤認させるように設置している状態にいないか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IV「標識の掲示・除去」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者の義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 喫煙室の出入口の見やすい箇所に標識 (室標識) を掲示しているか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識 (施設標識) を掲示しているか 【参考 (標識の掲示)】 ○必要事項が記載されていれば、施設の管理権原者等が独自に作成したものを掲示しても構わない ○標識の掲示場所として、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も掲示場所となる。そのため、例えば、店の玄関や受付、靴箱付近等も掲示場所として考えられるが、この場合でも必ず、掲示された標識が施設に入る際に目に付くようにする必要がある | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 全ての喫煙室の使用を停止したときは施設標識を除去しているか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| V「喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合」および「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」違反 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①施設の管理権原者の義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 室外への煙の流出を防止するための基準に適合しているか ※1-1、1-2のいずれかを満たしていれば適とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であるか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されているか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ) たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されているか ・「屋外」：特定施設の屋外 ・「外部」：旅客運送事業鉄道等車両等の外部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

検査実施の理由となっている項目は、● (くるまる)、必要に応じて確認する項目については、○ (しるまる) を「適・否・確認なし」欄に記載します。
なお、「確認なし」欄は、該当がない項目に入

